

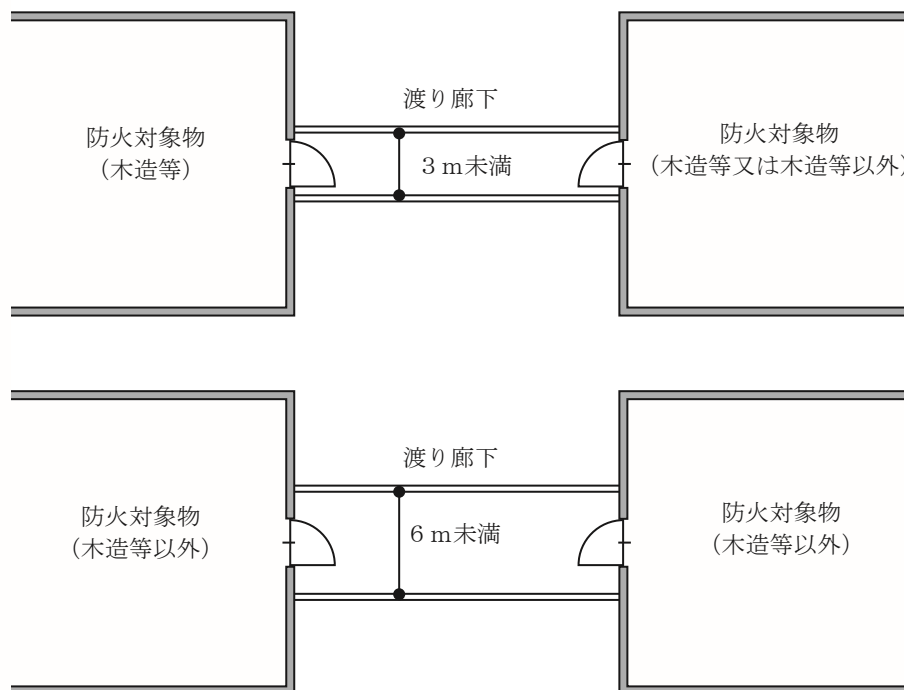
第3の2 渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等の取り扱い

省令第5条の3第2項第2号に規定する「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等 消防庁長官が定める基準」とは、防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年消防庁告示第7号。以下この第3の2において「壁等基準」という。）に規定するほか、次によること。

1 渡り廊下

壁等基準第2第1号に定める渡り廊下を構成する壁等により防火対象物が接続されている場合は、壁等基準第3に規定にするほか、次によること。

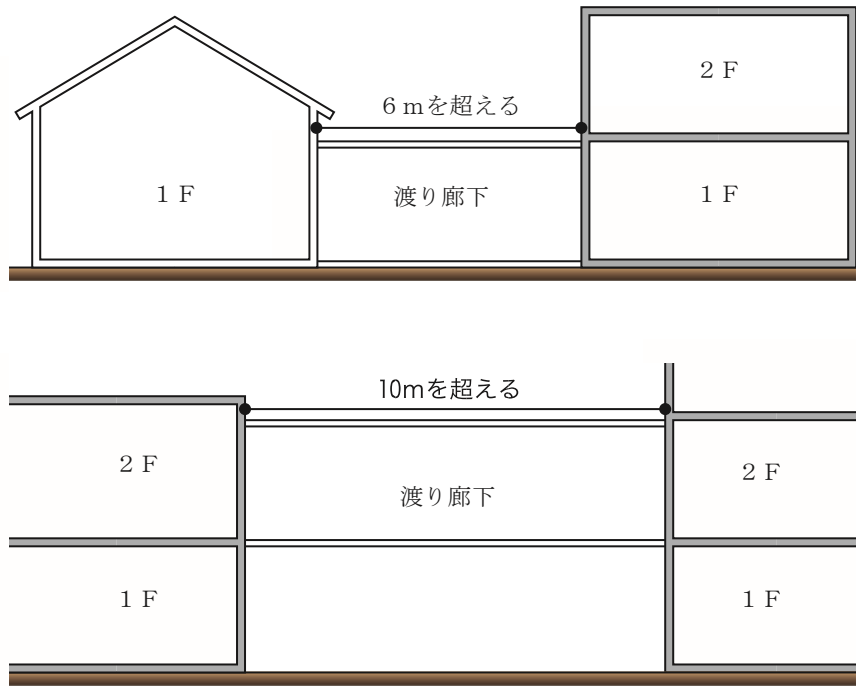
- (1) 壁等基準第3第1号に規定する渡り廊下の有効幅員は、第3の2-1図の例によること。



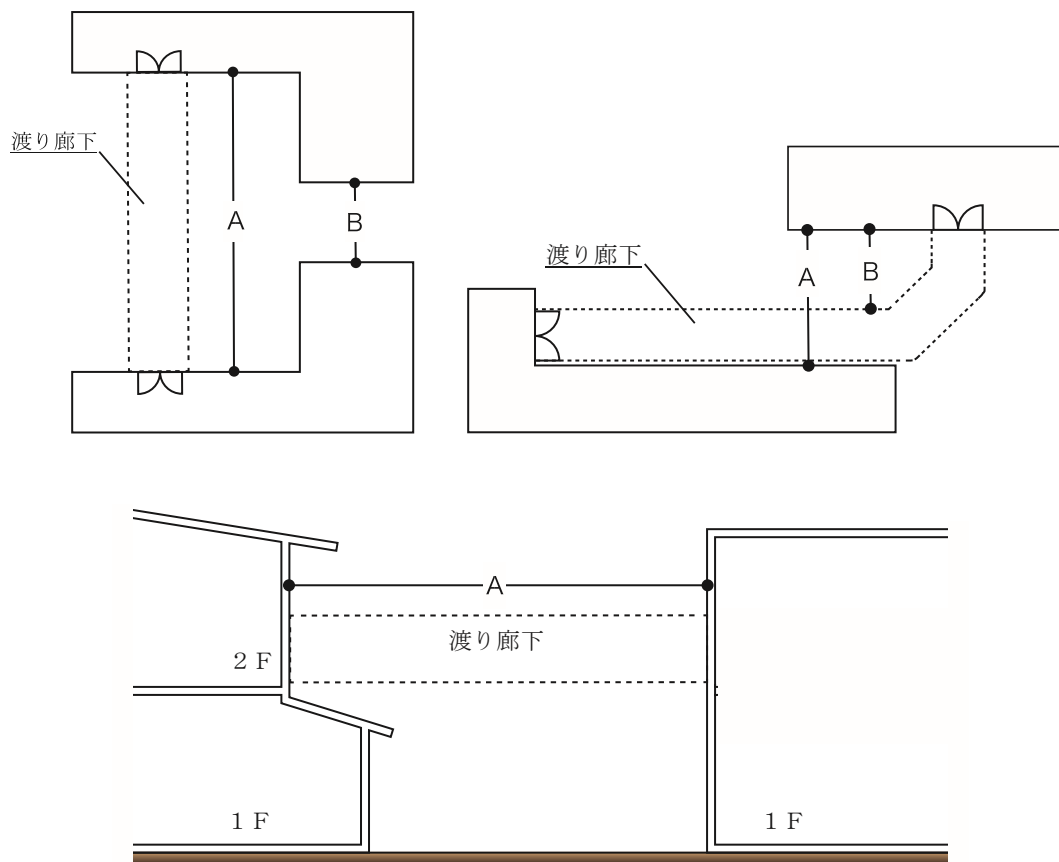
※木造等：建基法第2条第5号に規定する主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃物を用いた建築物

第3の2-1図

- (2) 壁等基準第3第2号に規定する「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、第3の2-2図及び第3の2-3図の例により水平距離で測定するAの部分であること。また、1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取り扱いとすること。



第3の2-2図

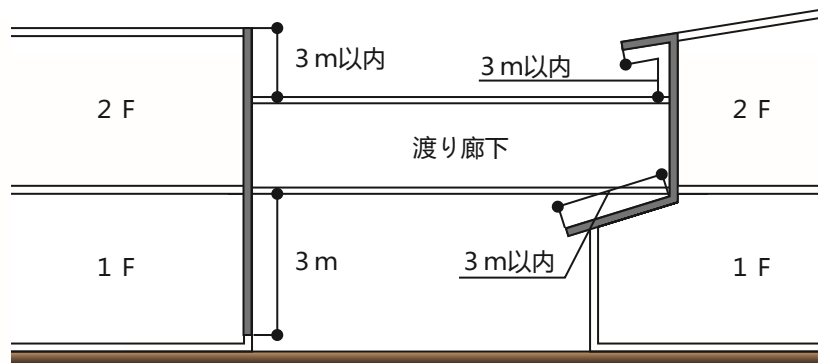


第3の2-3図

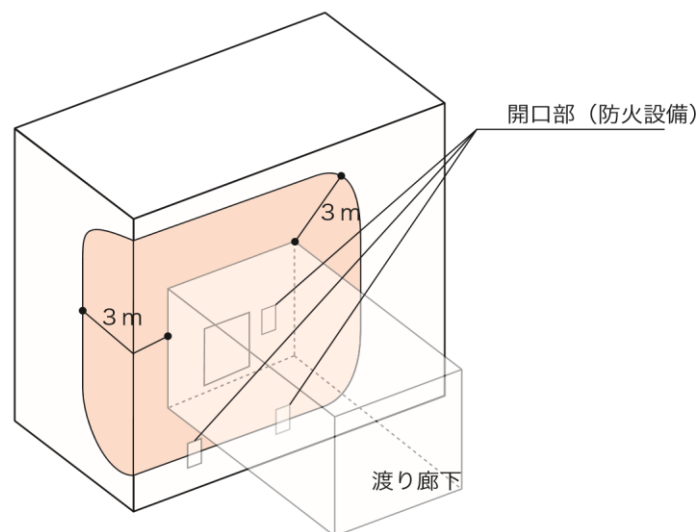
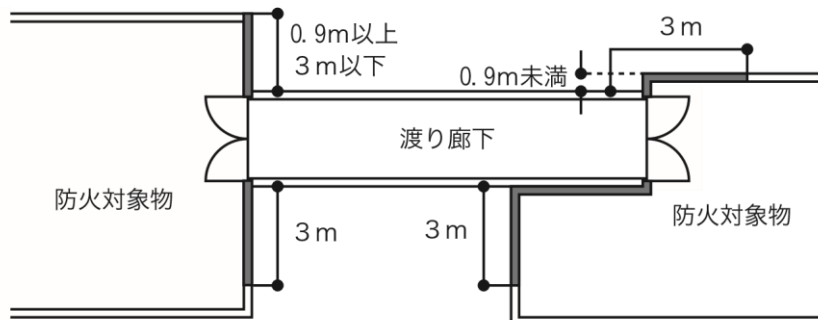
- (3) 壁等基準第3第2号に規定する渡り廊下で隔てられた防火対象物防火対象物で部分相互間の規定を適用せず、ただし書きの規定による場合は、壁等基準第3第2号(1)の規定によるほか、次のアからウまでのいずれかに該当すること。●

ア 壁等基準第3第2号(1)に規定する「3m以内の距離にある部分」の外壁及び屋根の取り扱いは、次の(ア)又は(イ)によること。また、渡り廊下の接続部分から3m以内の距離にある部分の範囲は、原則として防火対象物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする。こと。(渡り廊下の接続部分から90cm以上の距離を有している場合に限る。)(第3の2-4図参照)

(断面図)

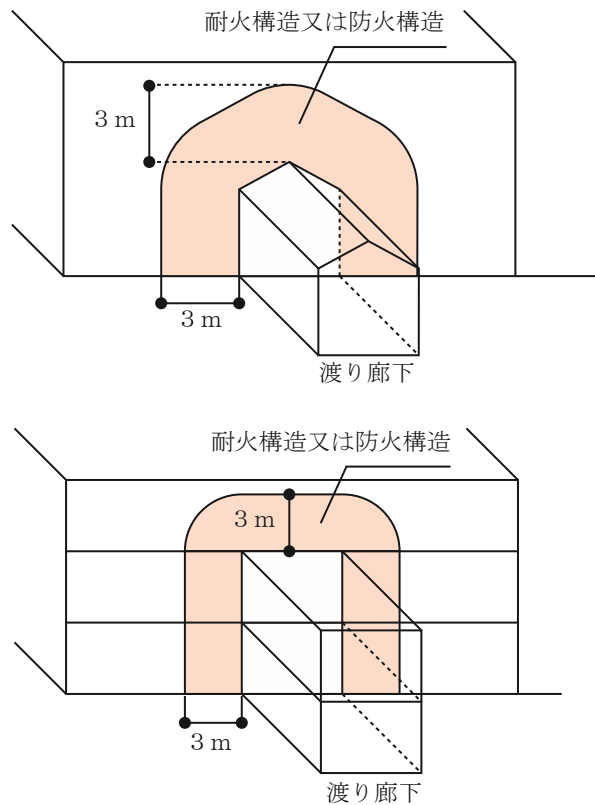


(平面図)



第3の2-4図

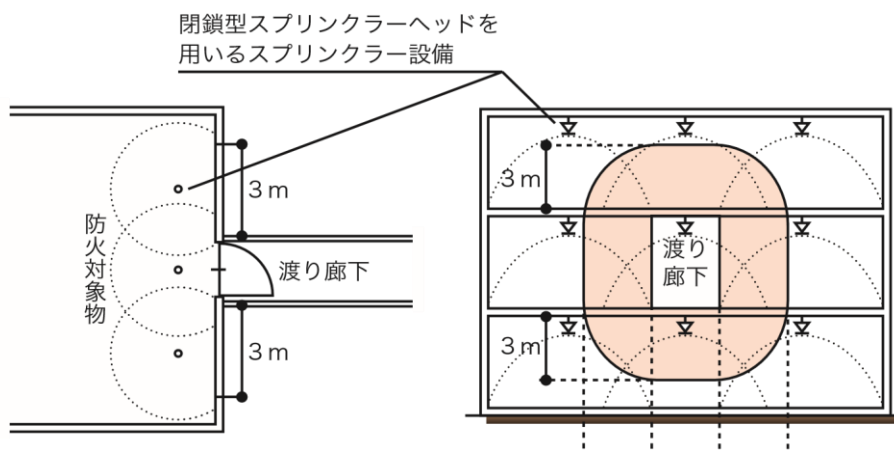
- (ア) 壁等基準第3第2号(1)イに規定する「耐火構造又は防火構造で造られていること。」とは、第3の2-5図の例によること。



第3の2-5図

- (イ) 壁等基準第3第2号(1)ロに規定する「耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること」とは、第3の2-6図の例により設けること。

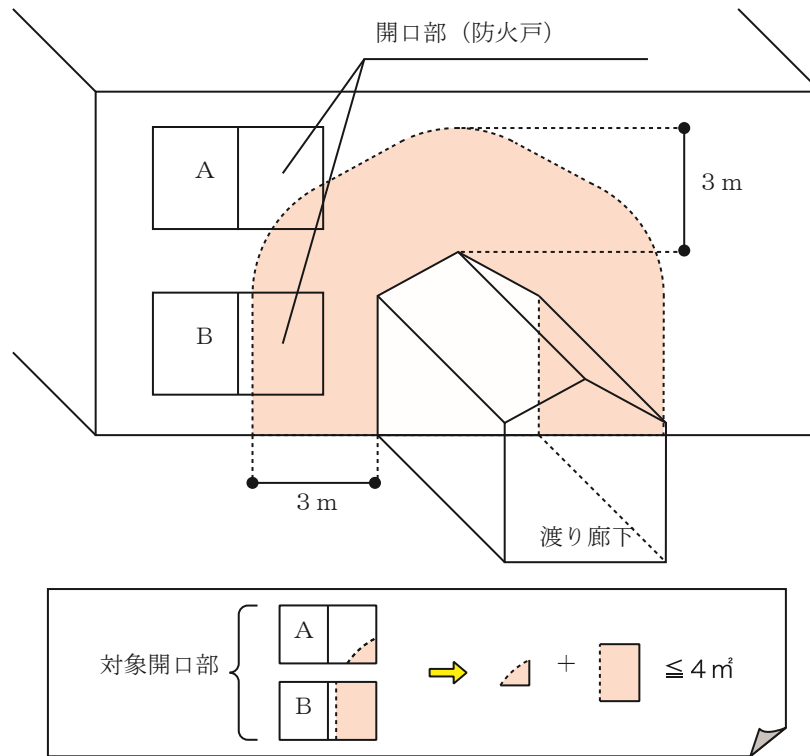
なお、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備には、特定小規模施設水道連結型スプリンクラー設備を含まず、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備を設置することはできないものであること。 ●



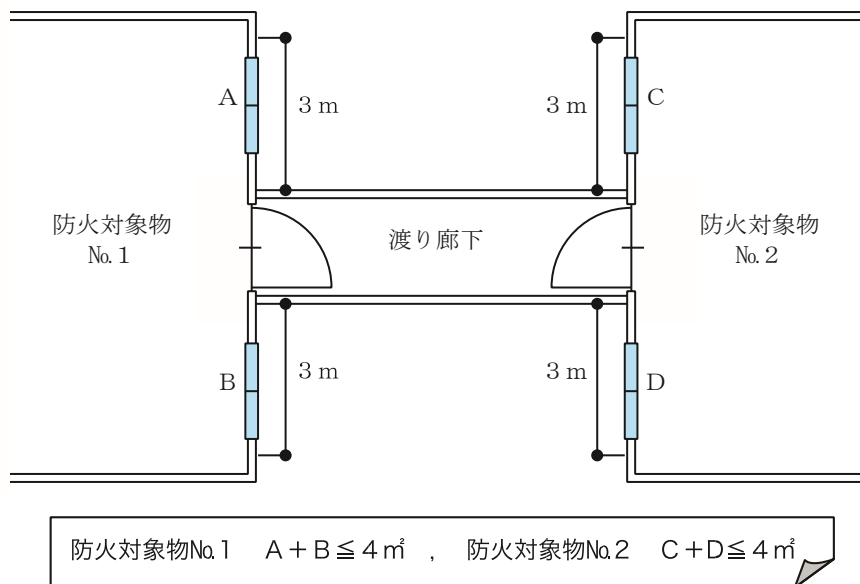
第3の2-6図

イ 壁等基準第3第2号(2)に規定する「渡り廊下が設けられている防火対象物の外壁及び屋根は、開口部（当該開口部の面積が4㎡以内、かつ、防火戸が設けられているものを除く。）を有していないこと。」とは、第3の2-7図の例によること。

なお、「開口部の面積が4㎡以内」とは、渡り廊下が接続する防火対象物ごとに開口部の面積の合計を算出し、判定するものであること。（第3の2-8図参照）



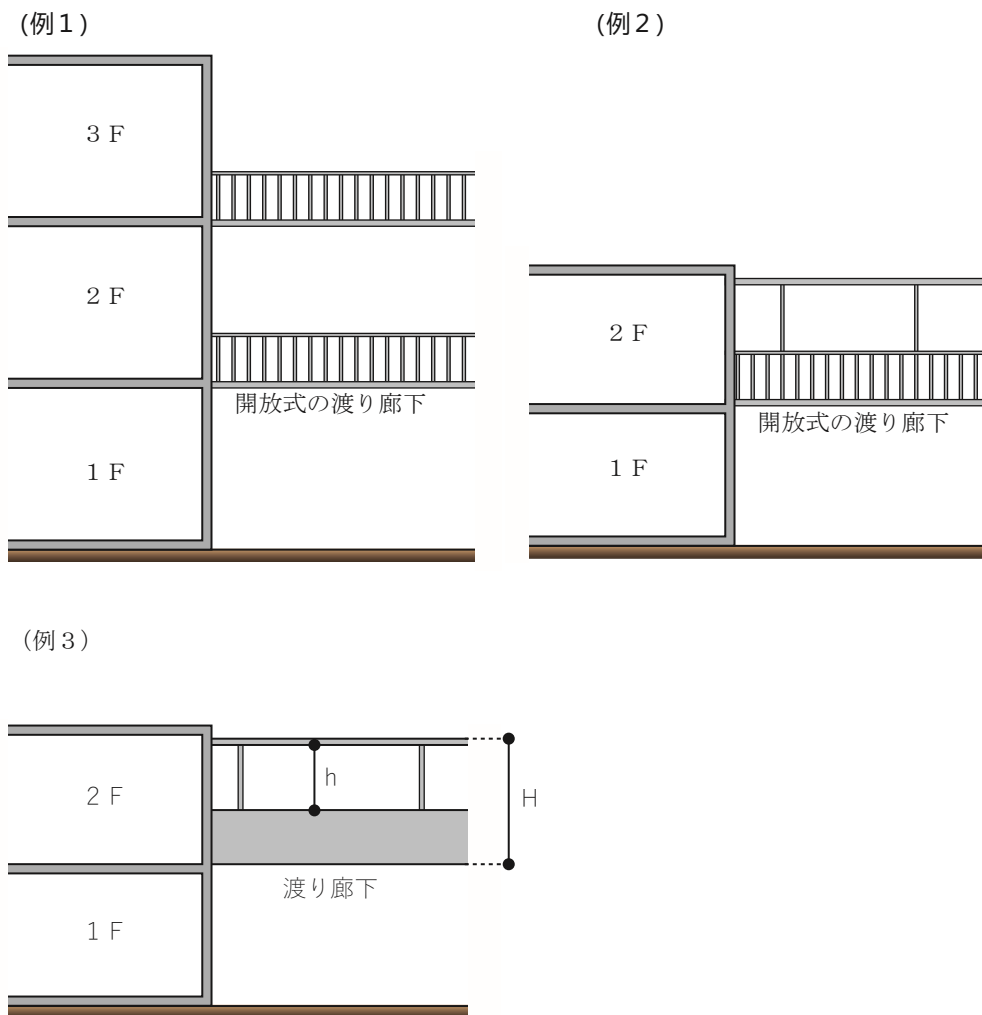
第3の2-7図



第3の2-8図

ウ 壁等基準第3第2号(3)に規定する「直接外気に開放されているもの」とは、次のいずれかに適合するものであること。

- (ア) 防火対象物の部分相互間の距離が1 m以上であり、廊下の両側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの（第3の2-9図参照）
- (イ) 防火対象物の部分相互間の距離が1 m以上であり、廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1 m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの。
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるものと同等以上の開放性を有するもの。

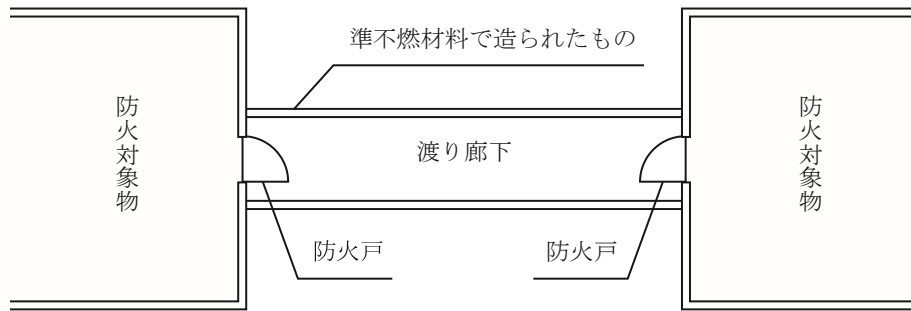


開放された部分（h） $h \geq 1/2H$ 又は 1m以上

第3の2-9図

エ 「直接外気に開放されているもの」以外のものについては、壁等基準第3第2号(3)の規定に適合するほか、次によること。

- (ア) 壁等基準第3第2号(3)イに規定する渡り廊下の構造は、第3の2-10図の例によること。

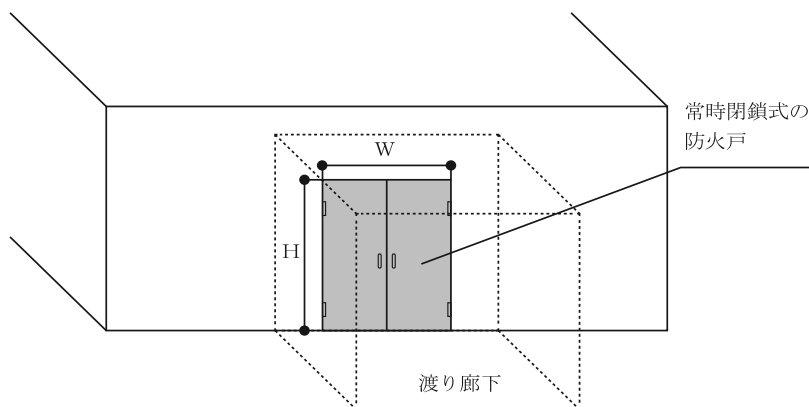


※渡り廊下の構造：構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものとする。

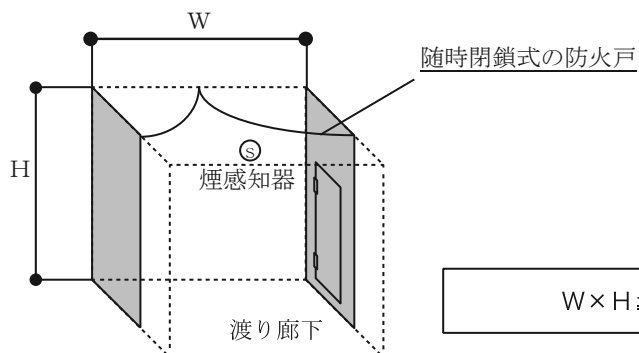
第3の2-10図

(イ) 壁等基準第3第2号(3)ロに規定する渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口の面積及び防火戸は次によること。

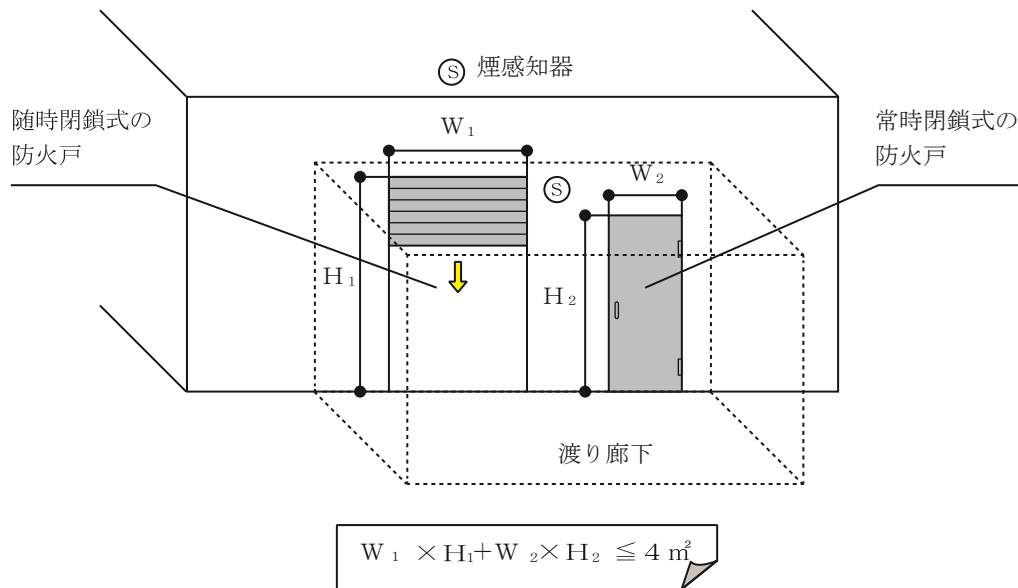
a 4 m²以下の出入口の面積は、第3の2-11図の例により算出すること。



$$W \times H \leq 4 \text{ m}^2$$



$$W \times H \leq 4 \text{ m}^2$$



第3の2-11 図

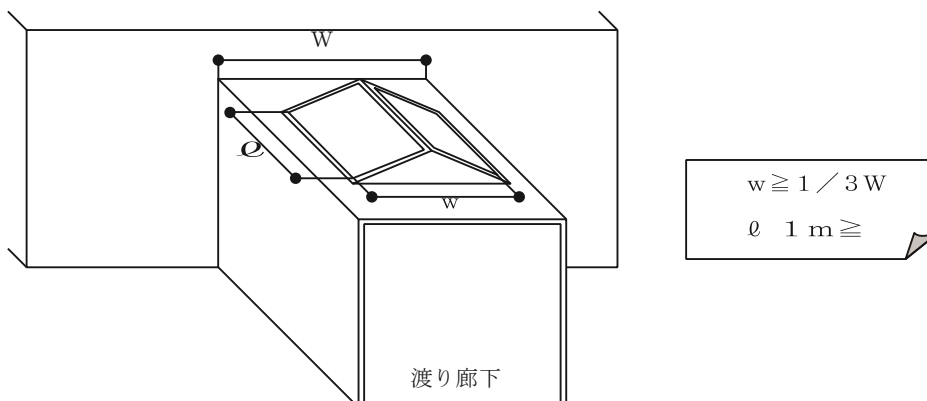
- b 常時閉鎖式又は随時閉鎖式の防火戸のうち、随時閉鎖式の防火戸を設けるものにあつては、当該防火戸に近接して常時閉鎖式の防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ 75 cm 以上、1.8m 以上及び 15 cm 以下である構造の防火戸を設けること。

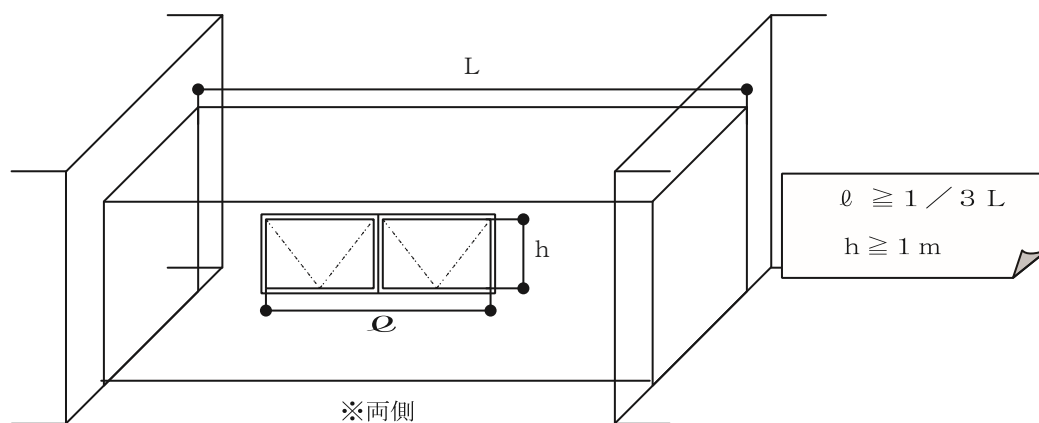


(ウ) 直接外気に接する開口部又は機械排煙設備は、壁等基準第3第2号(3)ハに規定するほか、次によること。

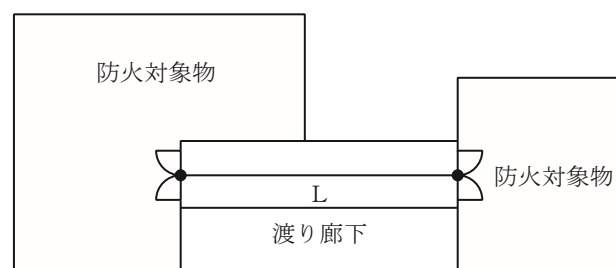
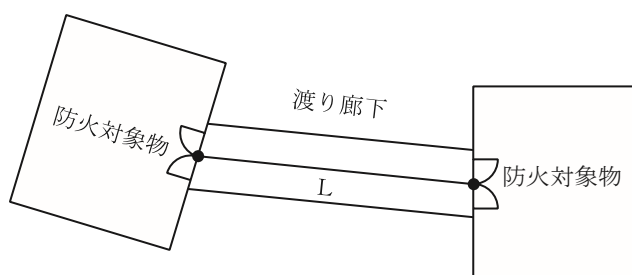
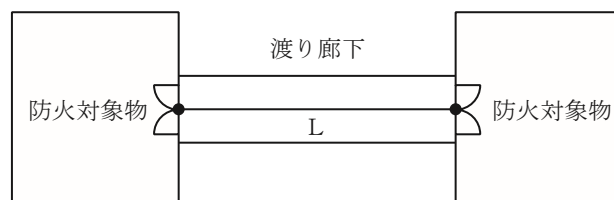
- a 壁等基準第3第2号(3)ハの規定により直接外気に接する自然排煙口又は機械排煙設備を設ける場合の構造については、建基令第126条の3の規定を準用すること。▲
- b 壁等基準第3第2号(3)ハ(㍑)に規定する直接外気に接する開口部は、第3の2-12 図の例により設置すること。

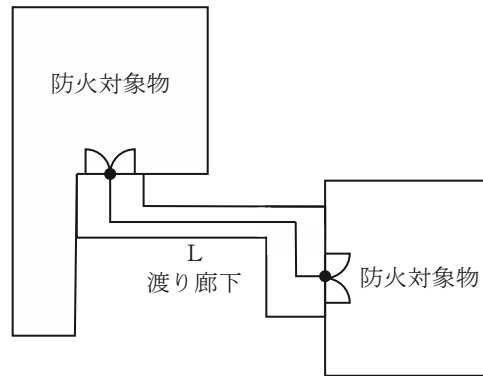
なお、直接外気に接する開口部を渡り廊下の外壁に設ける場合であつて、当該開口部の大きさを判定する場合における渡り廊下の長さは、当該渡り廊下の中心を通る線を計測するものであること。(第3の2-13 図参照)





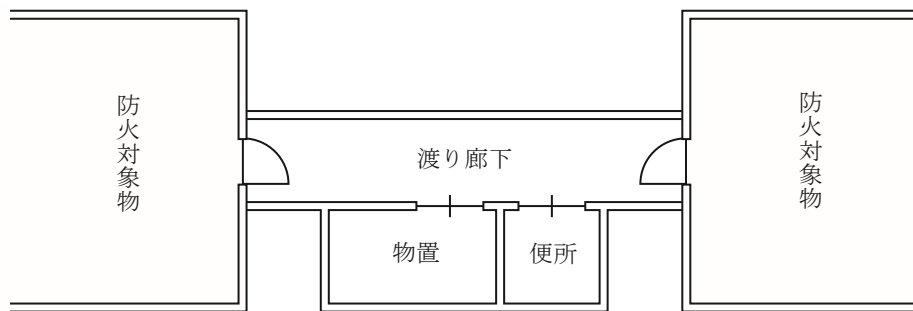
第3の2-12 図





第3の2 - 13 図

- (4) 渡り廊下は、壁等基準第3第3号の規定により、通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持することとされていることから、第3の2-14 図の例の場合は、別の防火対象物としてみなされる渡り廊下とならないこと。



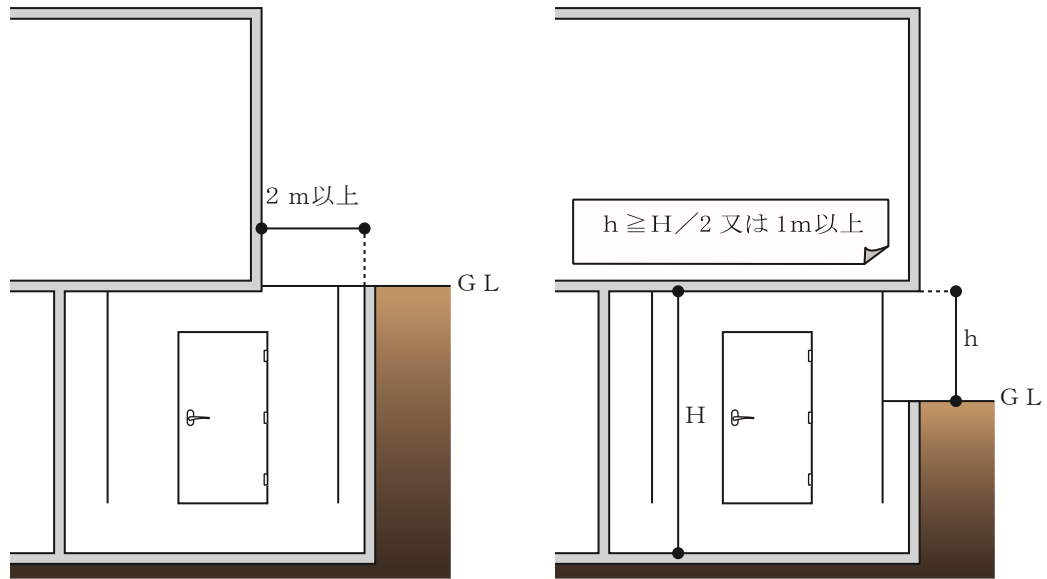
第3の2 - 14 図

- (5) 渡り廊下における消防用設備等の設置については、第3 渡り廊下等の壁等の取り扱い2によること。

2 地下連絡路

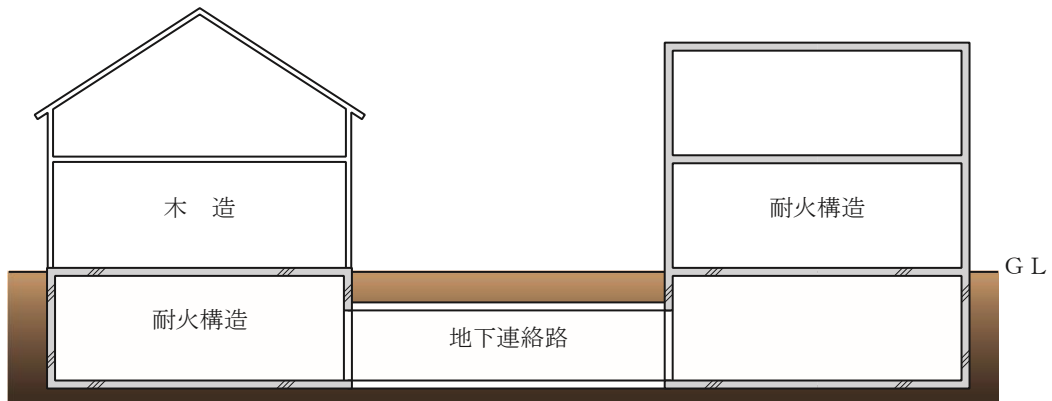
壁等基準第2第2号に定める地下連絡路を構成する壁等により防火対象物が接続されている場合は、壁等基準第4に規定にするほか、次によること。

- (1) 地下連絡路のうち、天井部分が直接外気に開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）であって、次のいずれかに適合するものであること。●（第3の2-15 図参照）
- ア 地下連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さがおおむね2 mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうもの。
- イ 地下連絡路の側壁部分の片側上部が、連絡路の天井高の2分の1以上又は高さ1 m以上当該連絡路の全長にわたって開放されているものをいうもの。



第3の2－15図

- (2) 壁等基準第2第2号に規定する「通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられるもの」のうち、当該通路により接続されている建築物又はその部分（当該通路が接続されている階をいう。）の建基法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部が耐火構造であるものをいう。」とは、第3の2－16図の例によること。



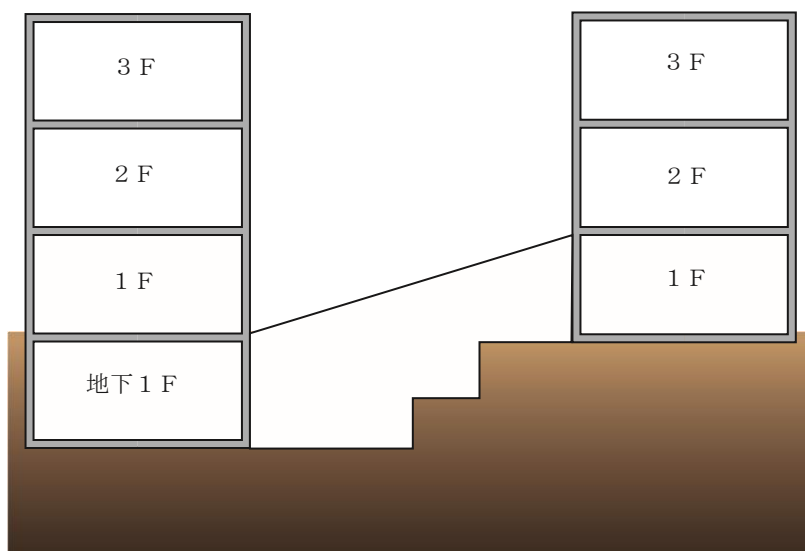
第3の2－16図

- (3) 壁等基準第2第2号に規定する地下連絡路は、第3の2－17図の例によること。

(地階をそれぞれ地下連絡路で接続する場合の例)



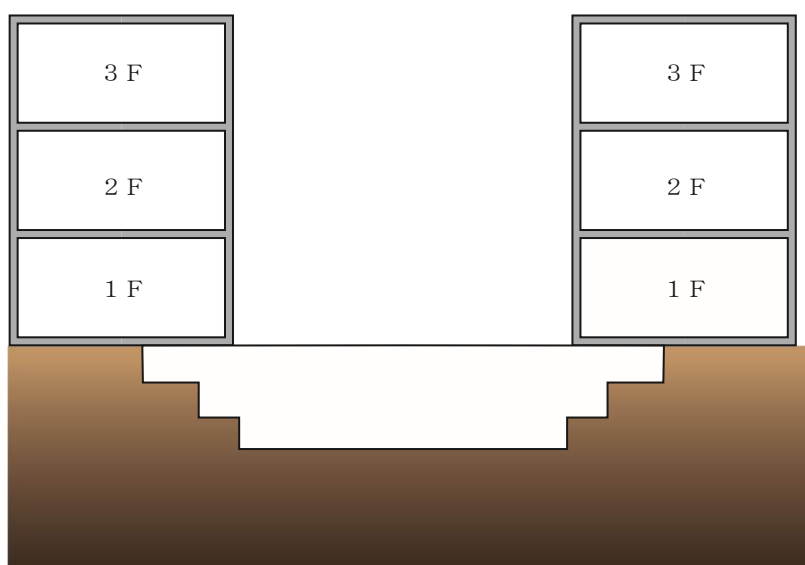
(地下1階と1階を接続する場合の例：地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。)



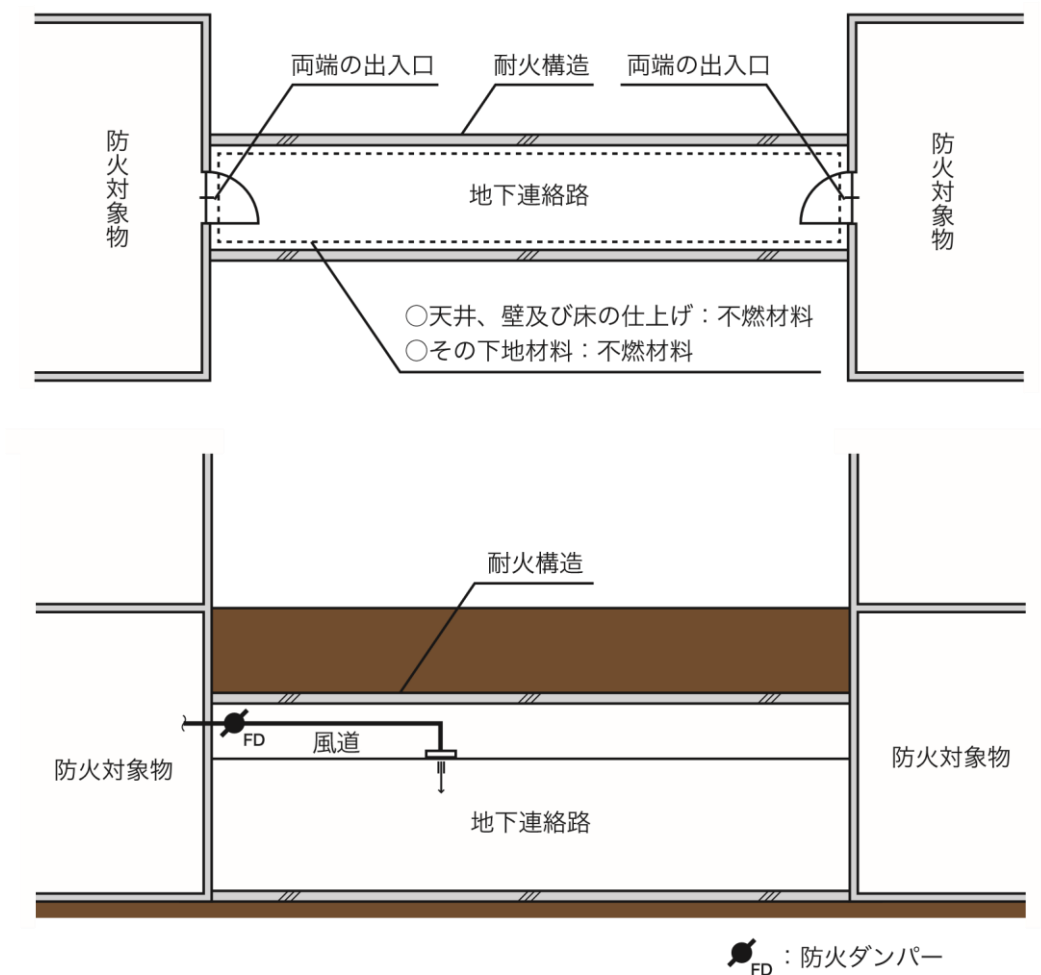
(地下1階と1階を接続する場合の例)



(1階部分同士を地下連絡路で接続する場合の例)



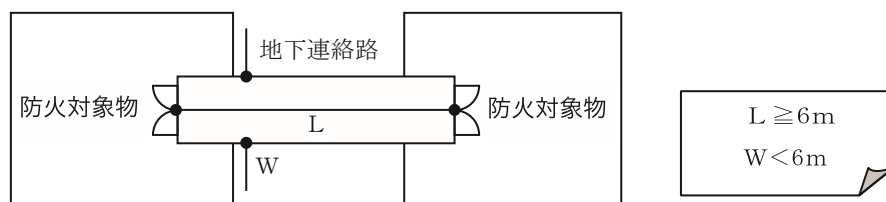
- (4) 壁等基準第4第1号に規定する「地下連絡路は、耐火構造とし、その壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）並びに床の仕上げを不燃材料でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものとする。」とは、第3の2-18図の例によること。



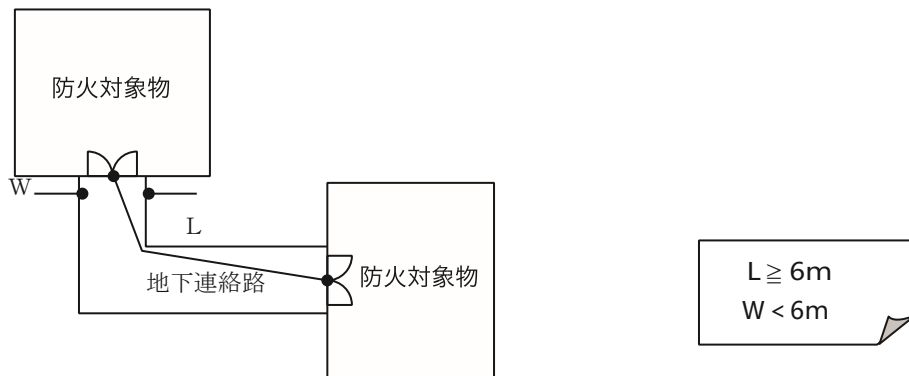
第3の2-18図

- (5) 壁等基準第4第2号に規定する「地下連絡路の長さ（地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離をいう。）は、6 m以上とし、その幅員は6 m未満とすること。」とは、第3の2-19図の例により計測すること。

(例1)



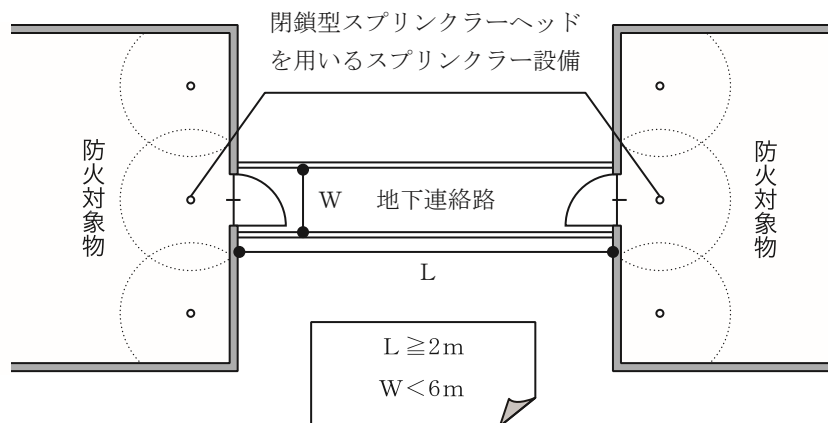
(例2)



第3の2-19図

- (6) 壁等基準第4第2号ただし書きの規定により、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備を延焼防止上有効な方法により設ける場合は、第3の2-20図の例によること。

なお、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備には、特定小規模施設水道連結型スプリンクラー設備を含まず、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備を設置することはできないものであること。●



第3の2-20図

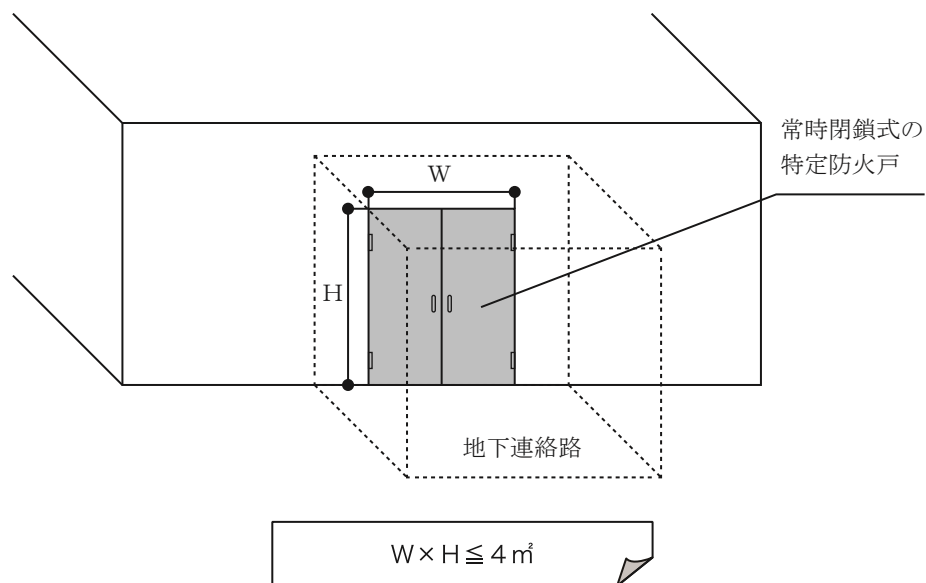
- (7) 壁等基準第4第3号に規定する「出入口を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。」とは、第3の2-18図の例によること。

なお、ここでいう「開口部」には、配管等の貫通部（すき間を不燃材料で埋め戻したものに限る。）及び防火ダンパーが設けられた風道の貫通部は含まないこと。 ●

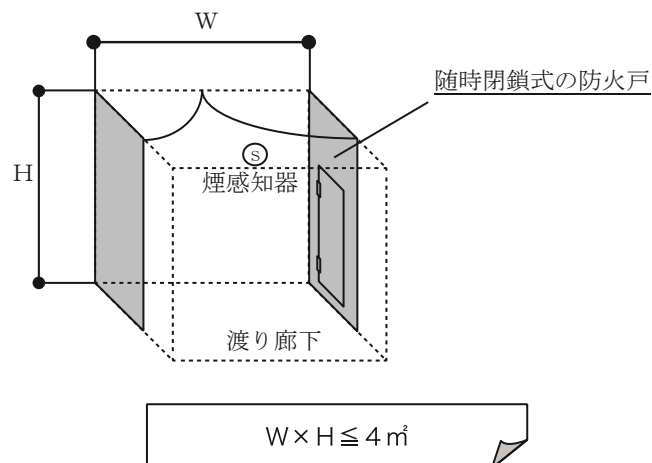
- (8) 壁等基準第4第4号の規定により出入口に設置することとされている特定防火設備は、第3の2-21図の例によること。

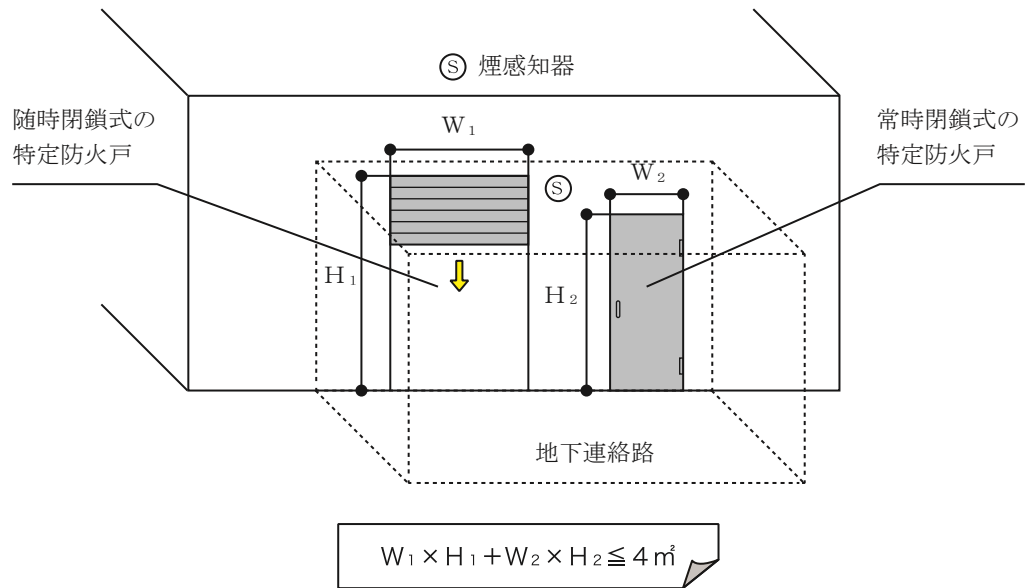
この場合、随時閉鎖式の特定防火戸を設けるものにあつては、当該特定防火戸に近接して常時閉鎖式の特定防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ 75 c m以上、1.8m以上及び 15 c m以下である構造の特定防火戸を設けること。

(常時閉鎖式の特定防火戸を設ける場合の例)



(随時閉鎖式の特定防火戸を設ける場合の例)

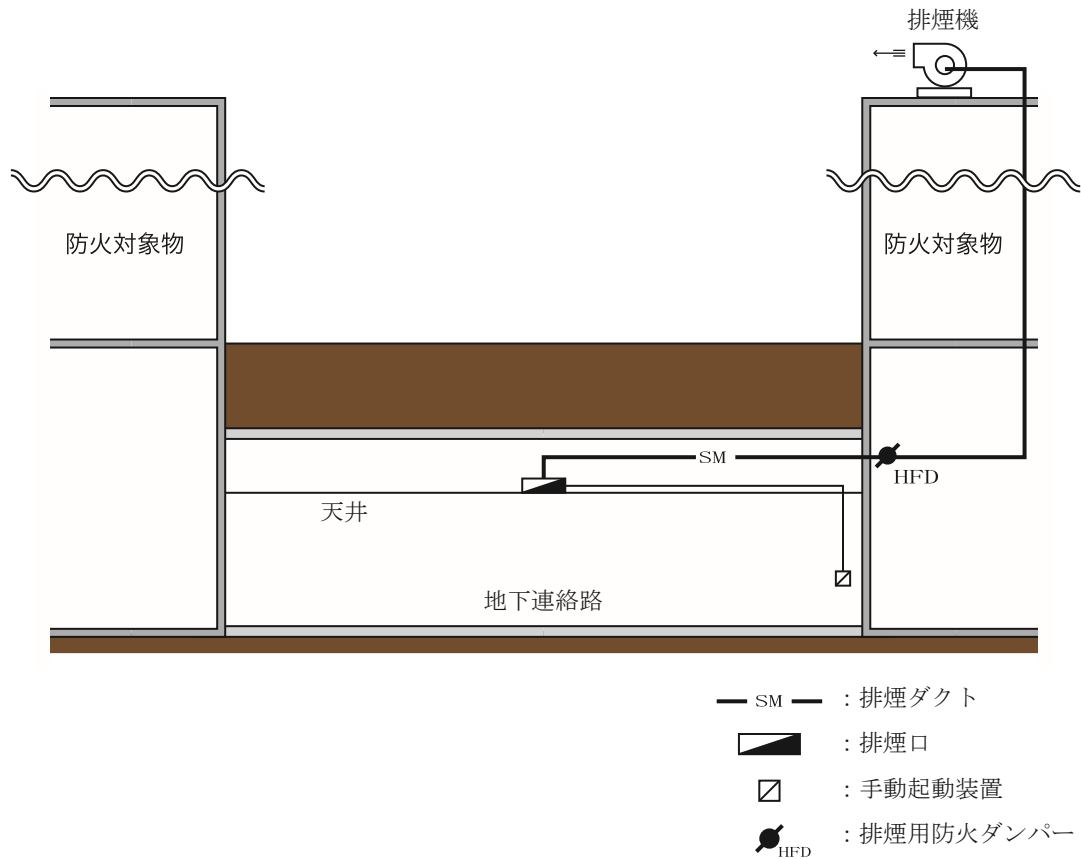




第3の2-21 図

- (9) 壁等基準第4第5号の規定により、排煙設備を設ける場合は、第3の2-22図の例によること。

なお、前(3)の(地下1と1階を接続する場合の例)のうち、地下連絡路の天井が途中から地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合は、壁等基準第3第2号(3)ハに規定する直接外気に接する開口部として、同号(3)ハ(ロ)の規定によることができること。



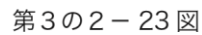
第3の2 - 22 図

- (10) 壁等基準第4の規定により、第3第3号の例によることとされている地下連絡路は、前2(4)を準用すること。
- (11) 地下連絡路における延べ面積及び消防用設備等の設置単位については、第3渡り廊下等の壁等の取り扱い3を準用すること。

3 洞道

壁等基準第2第3号に定める洞道を構成する壁等により防火対象物が接続されている場合は、壁等基準第5に規定にするほか、次によること。

- (1) 壁等基準第5第1号から第5号までの規定は、次の図の例によること。



- #### 4 消防長又は消防署長が認める壁等

壁等基準第6に規定する「消防長又は消防署長が認める壁等」については、一定のフェイルセーフ設計を取り入れたものが想定されるものであること（類例としては、（一財）日本消防設備安全センターが運営する「消防設備システム評価委員会」において評価される「緩衝帯を有する接続部」等がある。）。

